

様式第2号（第4条関係）

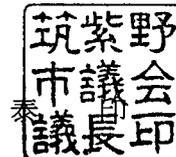
# 公文書開示決定通知書

24筑議第270号

平成24年9月3日

濱 武 振 一 様

筑紫野市議会  
議長 大石



平成24年8月31日付の公文書の開示請求については、筑紫野市情報公開条例第11条第1項の規定により次のとおり開示することに決定したので通知します。

なお、公文書の開示を受けるときには、この通知書を情報公開室の職員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	平成24年6月議会 市民建設常任委員会の議事録
公文書の開示を行う日時及び場所	【日時】 平成24年 9 月 4 日（午前・ <del>午後</del> ） 3 時00 分 ※当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を 所管課等にご連絡ください。 【場所】 情報公開室
開示の方法の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
所管課等名	議会事務局 議事課 議会担当 電話番号 092-923-1111 （内線468）



H24.06.08 市民建設常任委員会

---

株式会社 大和速記情報センター  
<http://www.yamatosokki.co.jp/>

納品日 年 月 日 担当 藤戸

---

本社	〒105-0001	港区虎ノ門1-19-10 第6セントラルビル5F	TEL. 03-3595-3211 FAX. 03-3595-3231
関西営業所	〒541-0046	大阪市中央区平野町1-7-1 大阪勤業ビル6F	TEL. 06-6222-1210 FAX. 06-6222-1280
名古屋営業所	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-21-4 名銀駅前ビル3F	TEL. 052-588-0661 FAX. 052-588-0662
福岡営業所	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-23 福岡駅前第2ビル3F	TEL. 092-475-1361 FAX. 092-475-1362

---



平成24年第2回（6月）筑紫野市議会定例会  
市民建設常任委員会

○日 時

平成24年6月8日（金）午前10時22分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 横尾秋洋

副委員長 下成正一

委員 田中允

委員 佐藤政志

委員 尾野正義

委員 鹿島康生

委員 武光誠

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○出席説明員（0名）

○出席事務局職員（1名）

主任 武藤智史

開会 午前10時22分

---

○委員長（横尾秋洋君） それでは、只今より市民建設常任委員会を開会いたします。

議題1、請願第3号、エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願書における参考人出席要請の件を議題といたします。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時23分

再開 午前10時45分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、本委員会に付託されました請願第3号を審査するにあたり、地方自治法第109条第6項の規定により、請願者、エコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会高野徳美会長を、平成24年6月12日、筑紫野市議会第2、第3委員会室で開会される本委員会に、請願第3号の件について参考人として出席を求め、意見や説明を聴取したいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は、請願第3号において請願者を参考人として出席を要請することに決定いたしました。なお、参考人出席要請に伴う諸手続きについては、正副委員長及び事務局に御一任願いたいと思います。

これで、本日の議事は終了いたしました。これをもちまして、市民建設常任委員会を開会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午前10時47分

H24.06.12 市民建設常任委員会

---

株式会社 大和速記情報センター

<http://www.yamatosokki.co.jp/>

納品日 年 月 日 担当 藤戸

---

本社	〒105-0001	港区虎ノ門1-19-10 第6セントラルビル5F	TEL.03-3595-3211	FAX.03-3595-3231
関西営業所	〒541-0046	大阪市中央区平野町1-7-1 大阪勤業ビル6F	TEL.06-6222-1210	FAX.06-6222-1280
名古屋営業所	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-21-4 名銀駅前ビル3F	TEL.052-588-0661	FAX.052-588-0662
福岡営業所	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-23 福岡駅前第2ビル3F	TEL.092-475-1361	FAX.092-475-1362

---



平成24年第2回(6月)筑紫野市議会定例会  
市民建設常任委員会

○日 時

平成24年6月12日(火)午前9時58分

○場 所

第2・3委員会室

○出席委員(7名)

委員長	横尾秋洋	副委員長	下成正一
委員	田中允	委員	佐藤政志
委員	尾野正義	委員	鹿島康生
委員	武光誠		

○欠席委員(0名)

○委員外議員(11名)

議員	城間広子	議員	森田健二
議員	辻本美恵子	議員	古瀬富美子
議員	上村和男	議員	篠原範子
議員	宮原智美	議員	高原良視
議員	永岡正光	議員	中川康隆
議員	井上剛士		

○一般傍聴者(21名)

○参考人(1名)

エコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会 会長 高野 徳美

○紹介議員(1名)

議員 松原 静雄

○出席説明員(29名)

管財課長	平嶋 廣幸	管財課係長	矢野 剛一郎
市民生活部長	北橋 正行	市民課長	鬼木 八重子
市民課長補佐	中村 喜和子	市民課係長	野坂 英制
市民課主任	高石 悟	収納課長	築地 祐児
収納課長補佐	岡島 伸夫	環境課長	中川 勝雄

環境課係長 福田博文  
市民協働推進課長 柴田昭雄  
市民協働推進課係長 川口隆  
都市計画課長 吉武和博  
高尾川・葛田川治水対策係長 熊手寛明  
維持管理課係長 山内和彦  
商工農観光課長 三上利秀  
企業総務課長 水内守俊  
業務課長 渡辺正  
工務課長補佐 関根正人

環境課主任 太郎良篤史  
市民協働推進課長補佐 平田清光  
建設経済部長 杉本芳照  
都市計画課係長 虫明しのぶ  
維持管理課長 森下義明  
維持管理課主任 前川恒夫  
上下水道部長 藤根隆治  
企業総務課長補佐 砥上章  
工務課長 廣田暢昌

○出席事務局職員（3名）

局長 梶原俊治  
主任 武藤智史

課長 山崎博

それと今、鹿島委員さん言われたように売ったらどうかということですが、この海淡水——飲む海水というのを福岡地区水道企業団がつくってまして、福岡市が売ってるんですけども、1本200円です。そのうち100円が苗木代というようなことですが、話を聞きますと、福岡市では本数的には1日四、五本ぐらいいつかいというような話でして、その辺、配布することによって効果が出ればそういうことも検討はされるのかなというふうには思います。

○委員長（横尾秋洋君） では、質疑を打ち切ります。

それでは、本件はこれで終わります。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 0 時08分

再開 午後 1 時02分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に皆さんにお諮りいたします。

本常任委員会に午前中の傍聴者に加え、森田議員、高原議員及び一般傍聴者20名より、委員会審査の傍聴の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申し出を許可することに決しました。ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 1 時02分

再開 午後 1 時04分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、請願第3号エコ・センチュリー21株式会社の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願の件を議題といたします。

早速、審査に入りたいと思いますが、まず、議事進行について確認をさせていただきます。

本請願は、松原議員、森田議員、尾野議員及び井上議員が紹介議員となり、今定例会に提出されたものでありますが、先般の本議会において請願の趣旨を説明されました松原議

員、また、本委員会の所属委員であります尾野委員から、後ほど改めて御意見や補足説明等がありましたらお願いしたいと思います。

また先日、請願者を参考人として本委員会に出席要請することを委員会として決定しており、本日、請願者であるエコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会会長、高野徳美様に御出席をさせていただいております。高野様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。後ほど、御意見や補足説明等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

また、本日は執行部より、市民生活部長、環境課長等に出席をいただいておりますので、委員皆様から御意見や質疑がありましたら、後ほど発言をお願いしたいと思います。

最後に、本請願に決議とありますが、本請願を仮に採択することとなれば、議会としてもこの設置計画に反対するという意思が明確となるため、ぜひとも採択していただきたいということを決議という表現で示されていると確認しております。

なお、念のために申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、御了承願いたします。

それでは、まず委員会で審査を行うに当たり、紹介議員として、松原議員から請願内容について、御意見や補足説明等がございましたらお願いいたします。

松原議員。

○議員（松原静雄君） 皆様こんにちは。市民建設常任委員会の皆様には、このような機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、横尾委員長からもお話がございましたけれども、紹介議員は御笠地区の森田健二議員、それから尾野正義議員、井上剛士議員と私の4名でございます。本日は、請願者の代表でありますエコ・センチュリー21対策山家・御笠特別委員会の高野会長も同席をいただいております。また、たくさんの傍聴の方々もおいででございます。この件に関する関心の高さがうかがえるものと思っております。

現在まで4回ほどの地元説明会が開かれておりますが、これからの地域住民の生活に大きな影響を与える施設に対しての住民の皆様方の不安や心配が募っての請願でございます。この皆様方の思いを伝え、御理解をいただきたく、私たち4名は紹介議員を受けたところでございます。高野会長もおられますので、住民の皆様方の思いや考えを十分お尋ねいただき、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 次に、尾野委員、何か御意見や補足説明がありましたらお願いいたします。

○委員（尾野正義君） 今、対象となっている山家の皆様方においていただいておりますけれども、現在、山家の水を生活水として、2,700人から3,000人の住民の皆様方が生活されていらっしゃる。山家には水道水は行っておりませんで、簡易水道で地下水を上げて生活をされていらっしゃる。その意味からいたしましても、現在のエコ・センチュリー21株式会社が使用された後の灰、そして、使用された後の排水、それに伴う雨水等々がいかに人間生活に悪影響を与えるか、もしくは与え、かつ、またその排水において御笠川の稚魚、カモ、その他にも飛散するという想定のもとに、地元の住民の皆様方が大変心配され、日々の生活水についても、意識をしながら飲み水として使っている現況であります。

そのような人間生活の基本であります、水・空気等における問題については、全市民を挙げてこの問題を阻止しなければならないし、かつ、また改善しなければならないと思っております。

加えまして、私はその意味から、地元の御笠の一員としてエコ・センチュリー21株式会社の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願者の一員として参加をさせていただいたということを、改めてここで御報告を申し上げたいと思います。

終わります。

○委員長（横尾秋洋君） 次に、参考人の高野さんより御意見を賜りたいと思います。

高野さん、お願いいたします。

○参考人（高野徳美君） このような席に参考人として意見を述べさせていただき、本当にありがとうございます。

まず初めに、皆様も御承知のとおりでございますが、筑紫野市の産廃連の会長でありました武石清一様が先にお亡くなりになりまして、いろいろと私たちは御指導を受けておりましたので、ここで謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。これは席上いいことかどうかわかりませんが、私たちは非常にいろいろと教育していただきましたので、そのことを先に申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、もう皆様も既に御承知のとおりですし、今、尾野議員、松原議員の紹介議員さんから説明がありましたとおりでございますので、改めて、私がここで申し上げること

はないと思いますけれども、今、山家には既に8社の産業廃棄物処理場があるわけでござ  
いまして、その8社の内容を見てみますと、我々山家・御笠住民は非常に苦労させられて  
いるというか、心配をしているわけでございます。

その中の一つである、エコ・センチュリー21株式会社から、今度、産業廃棄物処理施設  
の建設願いが出ているようではございますけれども、その親会社である株式会社環境施設が、先日の  
第4回目の説明会のときに、何か問題があったときには親会社である株式会社環境施設が  
すべて責任はとりますから心配なさないでくださいということをおっしゃいました。だ  
けど、その親会社である株式会社環境施設さんから汚濁水が流れたり、いろいろ煙が出た  
りとかいうことで、県の指導を何回も受けているわけでございます。そういう方が、間違  
いなく信用してくださいと言われることを我々ほうのみにするわけにはいかないわけです。  
私たちは60年以上生きてきましたので後は余り長くないかもしれませんが、いつも私が口  
癖みたい言うように、子、孫たちが安心してこの山家の地で住めるかどうか、バトンタッ  
チできるかどうかと言われると不安でならないわけです。

実際、これは議員の皆様方もそうですけれども、自分の身に置きかえて考えてみていた  
だければわかるんじゃないかならうかと思えます。私は高野家を継いで5代目になります。私  
たちは昔から先祖代々受け継いだ地で生きてきたわけでございますが、そこに後から入っ  
てきて、このような物をつくって、廃棄物を処理する、そういうふうな汚濁水を流す。先  
ほど、尾野委員さんが言われましたように、私たちには地下水しかないわけです。その地  
下水を飲んで果たしてどうだろうかということをお考えますと、おのずから、このことに、  
どうぞつくってください、賛成しますよとは、皆さん言えないのじゃないかならうかと思っ  
ているわけです。

私たちは反対をしておりますけれども、どうか、そのあたりのところをいま一度、常識  
ある皆様方に御審議をいただいて、反対の議決をしていただきたい。きょうは後ろにみん  
な傍聴に来ておりますけれども、そういう気持ちで来ておりますので、どうかそのあたり  
のところを酌んでいただいて、御審議いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。  
○委員長（横尾秋洋君） ありがとうございます。

次に、執行部から補足説明等があればお願いいたします。施設の計画概要、それから福  
岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例や廃棄物の処理及  
び清掃に関する法律等についての説明ができれば、説明方お願いしたいと思います。

課長。

○環境課長（中川勝雄君） 環境課の中川でございます。ただいまから説明させていただきます。

それでは、皆様のお手元の市民建設常任委員会「エコ・センチュリー21（株）の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願書」に関する資料、市民生活部環境課という21ページの資料がございましたら、それをお開きいただけますか。

まず、1ページをお願いいたします。資料の確認でございますが、1ページがエコ・センチュリー21（株）新規産業廃棄物処理施設の設置に係る時系列明細です。これに、私どものほうに来ましてから5月25日に請願が出されるまでを時系列で整理をさせていただいております。それから、2ページに福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例のフロー図をつけております。

3ページから7ページまでが、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の条文です。それから、8ページが産業廃棄物処理施設の設置許可審査の流れになります。それから、9ページに産業廃棄物処理施設と書いておりますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条文の抜粋でございます。一番上に第15条と書いてありますが、それが廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。それから、10ページもその続きでございます。11ページから13ページが、エコ・センチュリー21株式会社から説明会で出されている概要の説明資料です。それから、14ページから21ページが山家の対策特別委員会から事業者のほうへ出されました質問事項書でございます。

それでは、時系列の説明をさせていただく前に、11ページからの概要を先に説明させていただこうと思います。

まず、11ページでございますが、これは説明会に先立ちまして住民の方に配られているもの、それと、会場でも配られているものと思います。エコ・センチュリー21（株）事業計画ご説明資料と表題につけられております。事業主がエコ・センチュリー21株式会社、施設建設担当が株式会社タクマ、生活環境影響調査担当が財団法人九州環境管理協会。そして、ページをめくっていただきまして12ページに山家の計画地の地図がついております。その事業の目的が下段のほうに書いてあります。そして、13ページにエコ・センチュリー21の施設の計画概要が書いてあります。施設の種類及び処理能力として、汚泥・廃油・廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設で、1日当たり90トン。これは計画の数字でございます。それから、2番から4番が焼却の前処理ということで記載されております。2番で木くず、ガラスくず等、それから瓦れきの破碎施設、1日当たり木くず

107.6トン、ガラスくず195.8トン、瓦れき類289.7トン。それから、3番で汚泥の乾燥施設、1日当たり32.7立方メートル。4番で廃酸及び廃アルカリの中和施設、1日当たり150立方メートル。それから、この枠の下になりますが、第2期工事で灰の溶融施設、1日当たり20トン。これが計画の概要です。それから、下段に計画の平面図がございまして、時計回りで右手、平面図の下から、大きく点線で囲んであります焼却施設、それから、その下に焼却炉、溶融施設、それからボイラーとか書いてありますが、一番下に中和施設。中和施設も点線で囲んであるところがございます。それから煙突、乾燥施設、非常に点線が薄くて見にくうございますが、この中に破碎施設、四つの施設ができるようになっております。

この概要に従いまして、これから時系列で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。エコ・センチュリー21（株）の時系列でございますが、一番上、平成21年9月28日に調査計画届、環境調査書の提出が設置者から県のほうにあっております。それから、平成22年度になりまして6月15日、7月22日、11月2日に、右に書いておりますような調査計画の変更届とか、環境調査変更届、こういう変更届がおのおの、この内容で出されております。これはいずれも設置者から県のほうに提出されておるものでございます。それから、平成23年4月になりまして、4月1日付で指定地域の意見の照会が県から筑紫野市に参っております。そして、9月6日に指定地域の回答を市から県に行っております。そして、9月28日に指定地域の設定が県によってされまして、私どものほうに通知が来ております。それから、10月7日に30日間の閲覧期間の設定をされて、環境調査の報告がされております。そして、10月17日に説明会の周知の報告書が設置者から市に届けられております。そして10月27日、第1回説明会が18時からセミナーヤで行われております。それから11月7日で環境調査書の閲覧期間が終了しております。それから11月29日、これは説明会の周知の報告書が、また市のほうに届けられております。12月18日に第2回目の説明会が山家コミュニティセンターで実施されております。それから12月21日、説明会等に関する申し入れ、こちらは説明会の実施については地元と十分協議をするようにとの申し入れが、住民のほうから私どもの市長に文書で参っております。それから平成24年2月10日、説明会の周知報告書が設置者から市に届けられております。そして、2月17日に住民の方から市議会のほうに請願書、それから市長のほうへ陳情書、そして2月22日に、請願の一部訂正願、陳情の一部訂正願がそれぞれ市議会、市長のほうに届けられております。それから、2月26日に第3回説明会が山家小学校体育館で

実施されております。それから2月27日、市議会に請願取り下げ申出書の提出がっております。それから、陳情書取り下げ書が筑紫野市長に対してございました。平成24年4月になりまして、先ほど資料につけておりました質問書が住民の方から設置者のほうに提出されました。それから5月2日、説明会の周知の報告書が届けられまして、5月20日に第4回目の説明会がカミーリヤで実施されています。5月25日に今回の請願書が提出をされておりました。こういう時系列でございます。

それでは、2ページをお願いいたします。今、日付をお話ししておりますが、これが、これからの紛争予防条例の手続の順番でございます。一番上、調査計画届の提出が、先ほど言いました平成21年9月28日にありました。下の環境調査書の提出も同日です。それから、1段下がっていただきまして、中央に指定地域の指定というのがございます。右側に、指定地域について市町村に意見照会というのがございます。それが、平成23年4月1日、そして、回答が平成23年9月6日でございます。そして、指定地域の指定の公告が平成23年10月7日にあっております。横に閲覧期間30日と書いてありますが、それが11月6日までということになります。そして、意見照会の次の周知の報告書の提出というのがございます。ですから、公告がありまして、30日以内に環境調査書の説明会の実施がされなければなりません。ですから、提出の日が平成23年10月17日でございます。そして環境調査書の説明会、現在、この位置にございます。説明会が10月27日、12月18日、平成24年2月26日、5月20日、ここで今、4回の説明会が実施されているということでございます。

そして、この説明会がこれで終わりましたら、それから15日以内に近隣の周辺住民等の意見書を出すことができるということになります。そして、一番右に行って、この意見書がないというふうになりますと合意成立、環境保全協定、そして環境保全協定の写し等をつけて、法の手続に入っていく。

それから、意見書があった場合、設置者の見解書というのが県知事に出されます。そして、見解書の説明会等が実施される。そして、その見解書に対して市町村の意見を提出することがある。それにつきまして、審議会の意見の聴取ということもございます。その中で次に指導・助言がされる場合がございます、場合によっては調査計画の変更等が生じることがある。そして、また上に上って、これをもう一度やり直す場合もある。それから、下に行けば計画の中止だったり、事業計画の廃止があります。

そして、意見の中で合意成立ができますれば、下に行って、環境保全協定の締結、そして、写しの提出とともに条例の手続が終了して、法の手続に入っていく。

そういう合意が見られない場合、右に合意不成立というのがございます。合意不成立となりましたら、右手の紛争予防条例にありますけれども、知事に対して、事業者、住民の方、双方または一方からあっせんの申請をすることができます。そして、あっせんの実施が決定され、審議会の意見聴取があつて、あっせんの実施が行われる。そして、このあっせんの実施があつて、合意成立になっていけば、また左手のように合意成立、協定の締結、そして法の手続に入っていく。

そして、そうならない、また、あっせんの片方では市町村の意見を聴取して、それでも調整がつかない、合意が不成立となつて、最終的にあっせんが打ち切りということになつた場合については、直接、法の手続に行くこととなります。

右側に紛争予防及び調整に関する条例ということでつけておりますが、第1条に目的というのがございます。この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に際し、設置者と周辺住民との間に紛争が生じている現状にかんがみ、産業廃棄物処理施設の設置が周辺環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続その他意見の調整及びあっせんに関し必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とする、こういう目的で条例が制定されているということでございます。

そして、下に行きますと、第3条では県の責務、それから、第4条では市町村の責務。県の責務といたしますと、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性に対する理解が得られるよう努めるものとする。市町村の責務としては、市町村は、紛争の予防及び調整に関して県が行う施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、みずからも紛争の予防及び調整に努めるものとする、こういうふうに明記されております。

そして、次の4ページをお願いいたします。4ページの上から4行目になりますが、第7条、指定地域というのがございます。指定地域というのが、環境調査書の提出があつたときは、規則で定める地域指定基準に基づき、周知を図る必要のある市町村の長に環境調査書の写しを送付するものとする。そして、これが私どもに平成23年4月1日付で届いたものでございます。そして、私どものほうが、また回答をしていくわけですが、第9条、これで説明会の開催となります。そして、説明会について、第1回目が平成23年10月27日。この中では、指定地域内において環境調査書の説明会を開催しなければならな

い。この場合において、指定地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、指定地域外の地域でも開催することができるということで、第1回目が行われている。

それから、ずっと下に行きまして、第12条意見書の提出等。意見書の提出というのは、先ほども言いましたように、環境の保全上の見地からの意見を有する者は、公告の日から起算して45日を経過する日、それから当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日までに、規則で定めるところにより意見書を知事に提出することができるというふうになっております。

そして、5ページの第14条で、真ん中ほどに書いておりますが、見解書及び関係市町村の長の意見に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者及び周辺住民双方の意見を調整するものとするという、知事の意見の調整というのがございます。

そして、下に行きまして、第3章の第19条にあっせんというのがございます。そして、先ほども言いましたように、あっせんをすると。それから、その第20条では、場合によってはあっせんの打ち切りもあると、そういうものがされております。

そして6ページには、第24条にあっせんをするときには、産業廃棄物審議会の意見を求めたりするというのでございますので、審議会は次に掲げる事務をもって行くと。第14条第2項及び第19条第4項の規定より、知事はその意見を求めたものについて調査審議すること、こういうものがございます。

そして、これをずっと環境保全条例でやっていくということになります。

それでは、次に8ページをお願いできますでしょうか。紛争予防条例の手続が終わった場合の産業廃棄物処理の施設設置の許可審査の流れになります。これは法律上の話になります。そして、産業廃棄物処理施設許可申請書の提出というところがございます。これは、右の廃棄物処理法の中の第15条第1項に、こういう施設を設置しようとする者は、この管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定があります。ですから、これに沿って、許可申請をしようとする人は、第2項の環境省令で定めるところによる事項に記載した申請を提出しなければならないということで、この申請書の提出があるということになります。

そして、下の段に行きますと、今度は第15条第4項、右手の真ん中からちょっと下ぐらいになりますけれども、産業廃棄物処理施設の設置場所及び縦覧場所の告示、それから、申請書及び生活環境調査書の縦覧、これが1カ月です。これは、都道府県知事は廃棄物処

理施設について申請があった場合は、遅滞なく縦覧場所を告示するとともに、その申請書及び前項の書類を当該告示日から1カ月間公衆の縦覧に供しなければならないというふう  
に、廃棄物処理法でうたわれております。

そして、その下です。関係市町村長からの意見を聴取。これがまた、その下にあります法律の第15条第5項でございます。それから、左手の利害関係者からの意見書の提出、縦覧期間満了の日の翌日から2週間、これが、また第15条第6項によって、意見を提出することができるとうたわれております。

それから、産業廃棄物処理施設の審査ということになっていきます。そのときに、1番、設置に関する計画が技術上の基準に適合していること。これは、次のページの第15条の2という法律の第1項第1号になります。それから、2番の周辺地域に対する生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされていること。これは第15条の2第1項第2号になります。それから、3番の設置及び維持管理を的確に行うことができる知識及び技能を有すること。それから4番、設置及び維持管理を的確に行うことができる経理的基礎を有すること。そして、5番目に申請者が欠格要件に該当しないこと。こういうことがございます。

そして、専門的知識を有する学識経験者から意見を聴取する。これにつきましては、2番の周辺地域に対する生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされていること、これについてです。では、その専門的な知識というのはどういうものかといいますと、廃棄物の処理並びに大気質、それから騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項ということが法律で規定されております。

それを終わりますと、産業廃棄物処理施設の設置または変更の許可証の交付ということで、許可になるわけですが、このときは右ページの許可の基準等、第15条の2の1項に、都道府県知事は、前条、第15条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならないというふうにございます。ですから、第15条第1項の許可が、これにすべて適合したときに許可になるということになります。

大変駆け足で説明させていただきましたが、以上が今回の手続の流れでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 今、一応説明を受けましたので、しばらく休憩をします。

休憩 午後 1 時 41 分

再開 午後 1 時 55 分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前にお諮りいたします。本常任委員会に、市民 1 名の方から、さらに傍聴の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申し出を許可することに決しました。ここでしばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 1 時 55 分

再開 午後 1 時 55 分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、紹介議員、それから参考人、そして執行部のほうから説明を受けました。そこで、まず、紹介議員の松原議員に対する質疑がありましたらお願いしたいと思います。

佐藤委員。

○委員（佐藤政志君） 先ほど、御説明を伺いました。そして、また同じく尾野議員から請願の説明がございましたけれども、いろいろな反対の御意見が出ていると思うんですね。もし、よろしかったら、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（横尾秋洋君） それは紹介議員から。

○委員（佐藤政志君） そうですか。どちらでも結構ですが。

○委員長（横尾秋洋君） 一応、紹介議員のほうから先にお願いします。

○議員（松原静雄君） 先ほどからあってありますように、山家・御笠地区というのは、水道が来ておりません。やっぱり地下水に飲料水を頼っているというようなことで、どうい影響が出るかというのを物すごく心配されておるといのが一つあります。

それと、もう一つは、やはり山家地区には今 8 カ所ほどの、大小いろいろありますけれども、施設もございます。そういうのが、一つ一つは県も合法的に許可していると思うんですけども、そういうものが関連したときにどうなるかという検討は全然なされていない。そういう部分についても、やっぱり心配されている。そういう声は、あちらこちらで

聞きます。

それと、ここまで言っているかわかりませんが、やっぱり筑紫野市は大きな産業廃棄物問題を抱えておりますので、そういう中でも、やはり不安に感じているというようなことも、一つの原因ではなかろうかなということは、それは私の想像でございますけれども、そういう心配を危惧されているところもお聞きいたしております。

それ以外にも、挙げれば幾つとなく、たくさん心配事があるみたいですが、一つには、私もそうですが、地元で農業をしているので、やはりそういうのに対する被害とか、そういうのがどういうふうになっていくんだろうかということも心配されている。今、ちょうど田植えの時期でございますので、水がやっぱり汚れとるねとかいう話もあります。

いろいろなそういう話は、数限りない小さな話もたくさんありますけれども、そういう思いが募っての請願だろうと理解いたしております。そういう状況です。

○委員（佐藤政志君） ありがとうございます。

○委員長（横尾秋洋君） 参考人、御意見がありましたら、どうぞ。

○参考人（高野徳美君） 今、思いのたけは松原議員のほうから言っていたとおりでございますが、筑紫野市も少なからず高齢化社会になっておりまして、非常にお年寄りがふえて、特に筑紫野市の全体では19%に対して、山家の高齢化率は25%と非常に高くなっているわけでございます。その中で、私たちも何とかして山家に多くの子供たち、多くのみんなに住んでいただきたいという思いがありまして、預かり保育なども昨年からの市の協力を得ながら達成したところでございます。その中でも、子供さんの就労機会なども含めて、地域のお母さん方にいろいろと骨折りいただきながら、地域のことは地域でやっていこうということで、一生懸命取り組んでいるわけでございます。そして、筑紫野市からの要請もありまして、山家は昨年コミュニティ運営協議会というのを立ち上げまして、その中のいろいろな委員会で、いろいろな取り組みに、もちろん今度長崎街道400年ということもありまして、そういう歴史関係からいろいろなことについて、ホテルの会までつくって頑張っている中に、そういう産業廃棄物を山家に持ってきてもらうというのは、私たちの筑紫野市が今推進しているコミュニティ運営協議会で取り組んでいることに水を差すのではなかろうかと思っているところでございます。

私たちも一生懸命になっておりますけれども、今さっき言われたように、非常に水に関しては、もう直接、この水を稲作では吸ってしまうわけですね。もしものことがあったら、これはもうどうするかということです。そのあたりのところも、お含みおきをいただいて、

ぜひとも山家に来て、実際にどういう廃棄物の会社があるのかを足で確かめていただいて、私たちと一緒に現地を見て、調査をしていただきたいと思いますと思っているところです。

筑紫野市は、許可権限を持っていないということですがけれども、持っていないなら、なおさらのこと、私たちと一緒に県に願いを出していただいて、今、筑紫野市民はこうなんだということを、山家・御笠地域だけではなく、筑紫野市全体として、この問題に取り組んでいただかなければ、先般、平等寺のほうであっております産廃問題のようなことが起きかねないと思うんです。起きてからでは遅いんです。だから、そこを何とか、その前に食いとめていただきたいと思いますと思っています。

いろいろなところから、いろいろな情報を聞いて、いろいろな圧力もかかってきて、私たちのところにも、いろいろな電話がかかってきます。賛成の電話ばかりじゃなく、おまえたちが反対するとみんなが同意するよではなくて、何言いよるとねというような言い方をしてくるところがあります。確かに、私たちも産業廃棄物が絶対嫌だと言っているわけではないわけです。これは、私たちも出しているわけですから。ただ、つくる場所を考えていただきたいと思いますというのを、我々は強く願っておるわけです。そのあたりのところも、ぜひ、お含みおきをいただきたいと思いますと思っていますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、紹介議員、参考人、それから執行部に対する皆さん方の御意見、また質疑があれば、挙手の上、お願いしたいと思います。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 執行部にちょっとお伺いしたいんですけれども、この市民建設委員会にきょう資料をもらっていますが、これの1ページに平成23年度に指定地域意見照会ということで、これは県から市に4月1日に来ているわけですね。そして、市から県に対して9月6日、約5カ月ぐらいかかって、結局、市が県に回答している。その5カ月間というのは、何の話をされたのかというのを、ちょっとお伺いしたい。

そして、その後すぐ、また県のほうから指定地域が設定されているんですね。その1,300メートルという根拠というか、それと、なぜそんなに日にちがかかったのかというのをお伺いしたいんです。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○環境課長（中川勝雄君） 今、委員のほうから御質問がございましたが、私どもも4月1日にいただいても、こういう厚い事跡なものですから、やはりそれを読んで、ある程度

わからない部分については、例えば県とか、いろいろなところに聞きながらやっていかないとはいけません。そして、言われましたように、それから話をして、そしていきますものですが、どうしてもそれだけの時間がかかったということでございます。

そして、この指定地域の根拠は、県からそういう手続について意見照会がありまして、それに基づいた基準がございましたので、私どもが回答するときに、現在指定地域が設定されている地域での設定をお願いしたいということで回答をしてきたところでございます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 副委員長。

○副委員長（下成正一君） 昨年の10月と12月、そして、ことしの2月、5月と4回にわたり地元説明会がありましたが、内容によりますと、地域住民と事業者との隔たりが余りにも大きいということが書いてありますが、3回目の2月に開催されました説明会の回答は事業者ほうから完全にあったのでしょうか。

それと、今回の資料に事業者に対して多くの質問が書いてありますが、この回答期限とか回答の仕方はどんなふうにするのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 参考人。

○参考人（高野徳美君） 回答については、一問一答方式です。今までは先方のエコ・センチュリー21株式会社側の説明書に基づいて、説明をしていたわけですがけれども、我々の意見が取り入れられないということで、最終的には私たちから文書で提出するということになりました。そして、文書の内容を一問一答方式で、今後はいこうということで、先日、5月20日にあったときに、ここに書いている第1問目から回答があったんですけども、まず、第1の項目で、まだ最後まで終わっていないという状況です。

先方としては、もう早く終わらせたいというのがありありに見えるわけです。ですけれども、我々は納得しがたいところばかりなものですから、いろいろな質問が、いろいろなところから……。同じ質問に対しての、また再質問という形で、今キャッチボールをしているんですけども、今度の第5回目の説明会を大体7月に予定をしていますが、まだ、エコ・センチュリーさん側との調整がはっきりついておりません。きょう、これが終わって、夕方に山家・御笠地区の特別委員全員で協議を進めて、きょうの結果をエコ・センチュリー側に報告するようになっております。

最初のほうの質問は、ここで話していただきましたので、聞き逃しましたので、もしよかったら……。

○副委員長（下成正一君） 3回目が2月にありましたよね。そのときに質問が出ておって、そして、住民に回答するという話だったんですけれども、それに回答はされたのでしょうか。

○参考人（高野徳美君） 確かに回答はあっております。松原議員から、もしよかったら。

○委員長（横尾秋洋君） 松原議員。

○議員（松原静雄君） 状況が、いろいろな方から質問が出るものですから、なかなか話が進まないんです。行っては戻り、行っては戻りみたいな形になったりとか。だから、そのときに終わってから、じゃあ文書で質問書をつくりましょうと、地元のいろいろな意見をまとめてつくりましょうと、対策委員会の中でそういうことになりまして、それをまとめて先方に出された。そして、第4回目のときに、それについての回答をしますよと。大体、文書でしますとか、その辺がちょっと行き違いがあっているみたいですが、文書でなかったものから、その一つずつについて回答をもらったことに対して、また質問がある。そして、また質問があるということで、さっき言われたように、第一次題目といますか、大きな項目の第1番目がまだ終わり切らなかった、3時間半ぐらいかかって終わらなかったというような状況だったんですね。

それで、今後はどうなるのか、先方と協議されておりますので、どうなるかわかりませんが、

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今回、議会には、こういう請願という形で出しましたが、執行部に対しては、どのような形でこの件に対して意見書というか、要請書というか、出されたのかお尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 参考人、お願いします。

○参考人（高野徳美君） その件も今考えておりますが、今、業者との第1段階の説明会の時期なもので、結果が出ていない状態の中で執行部に出すというのは、どんなものだろうかということですので、今はちょっとまだそのあたりは、はっきり出すか出さないか、そういうお声もいろいろいただいておりますけれども、今はまだ検討中というところです。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、まだ出されていないということですね。

○委員長（横尾秋洋君） 参考人。

○参考人（高野徳美君） 市には、まだ出しておりません。

○委員（田中 允君） では、県と市がありますよね。県が許認可権を持って、県が地元の説明会等に立ち会って、やってきているわけですが、そういう窓口になっておるようでございますが、結局、その反対の意思は、議会は当然こういう問題が出てわかりましたけれども、市の執行部、また県に対しては、業者が地元説明会を終わろうが終わるまいが、県に対する反対の意思、これだけ熱い思いを述べてあるわけですから、それに対してどのように……。私としては、早く出されたほうが、私の意見を言ったらいかんかもしれませんけれども、反対の意思だということを執行部にも文書でもってしないと、言葉ではやっぱり言った言っていないじゃないけれども、正確に伝わらないのではないかと思うんですけれども、今後、早急にそういう取り組みをされますか。意見を言ったらいかんかもしれんけれども……。

○委員長（横尾秋洋君） 高野参考人。

○参考人（高野徳美君） 今も申しましたとおり、その辺については、今、十分に検討中でありまして、先ほども言われたとおり、許認可権が県にあるものですから、市としては、一度市長さんを交えて話したことはあるんですけれども、議会の中でも言ってあったように見守りたいというお話でありますので、ある程度、この説明会の内容が煮詰まってきた、執行部に出したほうがいいのではなかろうかと、我々委員会の中ではそういうふうに思っています。実は、きょうは、さっきも言ったように話し合いがございますので、その中で、こういうことも参考にしながら討議したいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今度は執行部に聞きます。1回目のカミーリヤでの説明会、あのときに、結局みんな来られた方は、私は反対のために来たんだということで、最後はほとんどの方が帰られて、その後続けて業者側が説明しておりました。だから、そういう反対の意思がはっきり、市が立ち会った会議の中で、4回された中で立ち会いしてきていて、もちろん一般質問にまた出そうと思うのですが、あくまでも仲裁人という立場なんですか。どういう立場で、あそこに出てあるのか、それをちょっとお聞きしたいなと思っています。単なる仲裁人、ただ場所を提供しただけとか、それだけの立場なのか、その辺を明確にさせていただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○環境課長（中川勝雄君） 私どもの立場としましては、これは県の紛争予防条例に基づいて、その事業者が周辺住民の方たちに説明を行うという場でございますので、私どもも、

その説明会の内容をずっと見ておく、先ほどの市町村の役割にもございましたが、それによって、私どもは出席をいたしまして、立ち会っているという状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） そういうことであれば、やはり、そういう会議があったときは、やっぱり、そのときに会議の雰囲気や報告とかは、職務上出ている以上は、きめ細やかに報告されてあるのでしょうか。その確認です。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○環境課長（中川勝雄君） 報告は行っております。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ということは、市長はそれは了承してある、ちゃんと把握してある、聞いてあるというこいとですね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○環境課長（中川勝雄君） 報告は行っております。

○委員（田中 允君） はい、いいです。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。尾野委員。

○委員（尾野正義君） 今、山家の問題でいろいろと、水の問題を取り上げさせていただいておりますけれども、決して山家だけの問題ではございませんで、御笠地区には井戸水で生活している家庭が、今現在2,400世帯、人口にして7,200人。これは上下水道部で調べておりますから間違いのない数字なんですけれども、これぐらいの数の人が井戸水で生活しているということになってまいりますと、やはり、一山家だけの問題ではございません。

やはり、我々がこれに取り組まなければいかんということになるわけでありまして。企業への指導の問題もさることながら、やはり最終は、県に向かって、どうまじめに取り組んでいただけるのかということに尽きるだろうと思います。我々もきょうの請願も当然のことながら、賛成させていただいて、同時に、やはり解決するまでしっかりと頑張ると、何としても勝ち取るということに、ひとつ前向きに取り組んでいきたいと思っております。頑張りましょうかね。終わります。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに、御質疑はありますか。

そうしたら、私のほうから、13ページなんですけれども、今、どこまで説明があったのか、よくわからないのですが、この施設計画概要ということで、この焼却能力は1日90トンなんですけれども、焼却の前処理として、木くず、ガラスくず、瓦れき類の破碎施設、1日

当たり、木くずが107.6トン、ガラスくずが195.8トン、瓦れき類が289.7トン、それから汚泥の乾燥施設が32.7立方メートル、廃酸及び廃アルカリで1日当たり150立方メートルという形で、すごい数字が上がっているのですが、焼却の前処理ですから、これだけの物を処理して、焼却できる物、できない物と仕分けしていくのだと思うんですけれども、焼却する90トンとほかの分が大幅に違うので、その分はどうされるかとかいう説明は受けてあるのでしょうか。まだ、そこまで至っていないのでしょうか。もし回答できれば、お願いしたいのですが。

地元の説明会ですから、参考人あたりがわかってあるのか、執行部のほうの課長。できれば参考人のほうがいいかと思うんですけれども、どうでしょうか。

松原議員。

○議員（松原静雄君） 焼却能力というのは90トンあると、そして、その前処理とトータルすると七、八百トンぐらいになると思うんです。それは、毎日その量をする能力があるという説明です。破碎する機械の能力はそれだけあると。だから、一度に全部の品物がぼんと入ってくるのではなくて、毎日入ってくるのではなくて、いろいろ入ってくるというような説明があったかと記憶しております。

だから、機械の能力がこれだけあるんですよという説明が、たしかあったような記憶をしております。

そうではなかったかな。

○参考人（高野徳美君） そうですね。ちょっと、よくそこまでのみ込んでないんですけれども。

○議員（松原静雄君） 詳しい技術的な内容までは、まだ入り込んでないんです。説明会の中でも、ちょっと今、体系立てて、質問書を見ていただくとわかるように、会社の資本金とか、いろいろなことからずっと、今の段階では、正式にはできて……。そういう状況なものですから、最初のころの説明では、たしか、そういうことがあったと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それでは、参考人の高野さんにお伺いいたします。今、県に対しても、市の執行部に対しても、まだ反対の意思表示というか、文書にしては提出していないということでございますけれども、筑紫野市議会に対してはこうされましたが、筑紫野市には県議会議員が二人おられますけれども、県議会に対する取り組み、お願いというか、そういうものはどのような形で進めてあるのかお尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 参考人。

○参考人（高野徳美君） 今、田中委員がおっしゃられた件ですけれども、私どもも県には、働きかけはぜひ……。

○委員（田中 允君） 県と議会と分けて話していただけますか。

○参考人（高野徳美君） そうですね。県と議会にも、地元県議の方が二人いらっしゃいますので、お願いはしたいんですけれども、これは、私たちが特別委員会の中で話したことですけれども、二人の議員さんがそれぞれの違う立場のところからいらっしゃるものから、それと、一筑紫野市というところが、福岡県の全体から見ると非常に議員さんの数が少ないから、仮に請願とか陳情を出しても、もし却下された場合にはそれで終わるのではなかろうかという懸念をしているわけなんです。

ですから、もう少し煮詰めて、山家・御笠地区の特別委員会だけではなくて、筑紫野市全体で挙げて、市長さんも含めて、県にお願いするような大きな組織になれば、そのときは強い力になるのではなかろうかと思っているものですから、今のところ、ちょっと出しきれていないというんですか、気持ちはそういうところです。出したいのはやまやまなんですけれども。

○委員（田中 允君） わかりました。苦しい立場がよくわかりました。

○委員長（横尾秋洋君） 副委員長。

○副委員長（下成正一君） 執行部にお尋ねいたします。県の規則では地域指定基準が施設から1,300メートル、そして、破碎施設から300メートルとなっておりますが、山家地区・御笠地区はどのくらいの地域がかり、何世帯ぐらいがひっかかるのでしょうか。そして、また風向きによっては、焼却施設から排気ガスとかが山家地区、そして筑紫地区、御笠地区に流れていきます。そして、風向きによっては、また筑紫野市全域に流れるおそれもありますが、その辺のところはどんなふうに考えてあるかお尋ねいたします。

○委員（田中 允君） 環境調査をしていますから。風力何メートルとかいって。でも、これも信用されんからね、環境調査も。知らん間にしているし。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時20分

再開 午後 2 時30分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの副委員長の質問に対して、執行部の答弁ありますか。

課長。

○環境課長（中川勝雄君） 先ほどの御質問、遅くなりました。先ほど、指定時期の照会がありました1,300メートル、これは硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離をサットンの拡散計算式によって県のほうで算出をして、私どもに照会がございました。そして、その範囲が1,300メートルということでした。それで、私どもとしては、その1,300メートルで切るのではなくて、そこに含まれる行政区については、行政区の全部を含んでいただきたいということで回答をしたものでございます。

その当時、対象地域に約1,196世帯ございました。そして、そのうち含まれる世帯が約96世帯と。それから、破碎施設の300メートルの中につきましては、約418世帯がその行政区にはございましたが、対象の中に世帯はございませんでした。

○委員長（横尾秋洋君） ちょっと今の確認させてもらっていいですか。1,300メートルの中に約1,196世帯ですか。

○環境課長（中川勝雄君） いえ。

○委員長（横尾秋洋君） じゃなくて、約96世帯しかなかったということですか。

○環境課長（中川勝雄君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 約1,196世帯はどういう関係ですか。

○環境課長（中川勝雄君） 1,300メートルに含まれる行政区の世帯数です。

○委員（田中 允君） 1.3キロ以内は。

○委員長（横尾秋洋君） 1.3キロ以内では約96世帯。しかし、それにまたがる行政区を指定したために、約1,196世帯まで広がったという形でいいんですね。

課長。

○環境課長（中川勝雄君） 済みません。これ、あくまでも平成23年5月の段階で拾った数字でございますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 300メートルの中に世帯はなかったと、ゼロということですね。

○環境課長（中川勝雄君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤政志君） 先ほど聞かれましたけど、この施設の計画で、最終処分はどのよ

うに計画されているのでしょうか。まだ話されてるんですかね。

○委員長（横尾秋洋君） 答弁できますか。

課長。

○環境課長（中川勝雄君） まだ事業者の説明中でございますので、私どものほうからは、中身は聞いておりませんので、わかりません。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） ちょっと休憩中に考えてましたんですけども、すばらしい紹介議員おられまして、私ども議会が反対だ、反対だと言っても、やっぱり意思を市は文書で出されて回覧して、県にもそうと思えますけれども、やはり回覧されて、初めて形として残る。口で言うた分は引き継ぎはできませんからね、担当者が変わっても。そういう観点から、要望書なり陳情書なりを検討されてはいかがかなと。答え要りませんよ。そういうことをつけ加えさせていただきたいと思います。

それと、今の状態見たらですよ、紹介議員さんね、筑紫野市議会だけが一人でわーわー言いようごた感じ、浮き上がったような感じに私自身は感じるところもあるもんですから。やはり県も執行部もということで、反対されたほうがいいんじゃないかと思えますけども。

○委員長（横尾秋洋君） 松原議員。

○議員（松原静雄君） 今、田中委員さんから御指摘ありしましたけれども、それは対策特別委員会の中でまた協議されて、先ほど会長言われましたように、どういうふうな方向でいかれるのかは、それに伴ってやっていかれると思います。

それで、きょうのこの委員会の中に私たちが紹介議員として出さしていただいたのは、やはり皆さんの声を、やっぱり身近であります市議会議員の皆さんに思いを伝えたいと、そして理解いただきたいというのが、そういう気持ちからだろうと推測しておりますので、何とかよろしく願い申し上げたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに質疑ありませんか。

副委員長。

○副委員長（下成正一君） この8ページを開いてください。ここに、産業廃棄物処理施設設置許可審査の流れとありますが、真ん中あたりに、産業廃棄物処理施設の審査ということで書いてあります。この中に5項目あります。まず1番目に、設置に関する計画が技術上基準に適合していること。これは、もう絶対適合するわけですね。そして、2番目が、

周辺地域に対する生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされている。これは、私ちょっと疑問だと思います。3番目が、設置及び維持管理を的確に行うことができる知識及び技能を有すること。それから4番目に、設置及び維持管理を的確に行うことができる経理的基礎を有すること。5番目に、申請者が欠格要件に該当しないことということで、この中で、このままで行ってしまったら、ストレートに通ってしまうおそれがあると思うんですけども、この中で、本当に反対できるのは、私は2番だけじゃないかと思うんですね。周辺地域に対する生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされていることということが、私はこの中では反対できる要件じゃなかろうかと思うんですけど、これはどうでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 松原議員。

○議員（松原静雄君） 今、副委員長さんがお聞きの分は、これは説明会が終わって、いよいよ法的手続に入ってからフローなんですね。流れだから、今の段階でこれがどうのこうのというのは、ちょっと私はあれやないかなとは思っております。

ただ、言われるように、そういう周辺地域の保全に関する、環境保全とか、そういうのは、確かに今言われてることが、その分についての説明会の中での話じゃないかなと思っております。

○委員（田中 允君） そういうことを押しのけて、絶対困るとというのが請願紹介議員さんのお気持ちなんでしょう。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうから1点。執行部に聞きますけども、3ページの第4条、市町村も責任がありますよね。第4条、市町村は、紛争の予防及び調整に関して県が行う施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、みずからも紛争の予防及び調整に努めるものとするということで、非常に重たい項目があるわけですけど、片側では、これは県の条例やけど、市もこндаけ責任を負わされているということでありますので、市はどういうふうを考えてあるのか、もしわかれば答弁願いたいなと思います。

課長。

○環境課長（中川勝雄君） 現時点では、県のこの紛争予防条例に協力するといいますが、それが今の段階だと思っております。

○委員長（横尾秋洋君） ということは、具体的には、今は説明会があつてるから、県とともにその説明会にいて、その説明会の状況を見守っていくと。そして、説明会が終わっ

た段階で、それから市はどうするかというようなことを考えていくという意味ですかね。

○環境課長（中川勝雄君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） そうですか。部長、何か意見ないですか。

この条文は、筑紫野市も紛争の予防及び調整に努めるものとするとなるからね。非常に市町村の責務が重たいんですよ。だから、今は説明会の段階で、まだ質問書の中の1項目がようやく終わりかけるぐらいの形であるでしょうけども、この辺はびしっとした見解を持っておかないと、やっぱり市町村の役割というのが果たせないというように私は思うんだけど、その辺はしっかり執行部としても自覚をしとってほしいなど。これは委員長としてのアドバイスというか、委員長としての意見ですけども、十分食いとめていただけますかね。

部長。

○市民生活部長（北橋正行君） 市町村の責務ということで、ここに書いてあるとおりでございますけど、県の紛争予防条例に、県の施策として、条例として位置づけられてるわけでございます。その紛争予防条例に基づく施策が円滑に、適切に処理されていくように、市もそれに協力するとともに、県とともに地域とのもめごとが、紛争が起らないように、この施策に協力していくということの責務があらわされてると思っております。当然、このことを踏まえながら対処してまいりたいと思っております。

○委員長（横尾秋洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） それでは、請願の審査に当たり御意見も出尽くしたようでございますので、ここで質疑、意見交換は打ち切ります。

ただいまから討論を行います。請願第3号について討論される方はありませんか。

○委員（田中 允君） 反対か賛成か。

○委員長（横尾秋洋君） いや、あるなら先に。そして、賛成か反対か。反対が先です。

○委員（田中 允君） 反対が先やろう。

○委員長（横尾秋洋君） うん。あるかないかが先。

○委員（田中 允君） 賛成しとこ。何か一言言うてみとこ。

○委員長（横尾秋洋君） まずは、反対討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次に、賛成討論のある方は挙手願います。

鹿島委員。

○委員（鹿島康生君） 今、参考人さん、また紹介議員の松原議員の話をいろいろ聞きまして、この請願も読ませていただいて、やっぱり今一番話に出てるのは飲み水の問題ということで、やっぱり住民の方々が命をつなぐもの、これは水ですよ。それが、こういう施設ができることによって侵される。また、水というのは上から下に下っていきますので、決して山家だけの問題ではないと思います。

私ども議会、議員、これはあくまでも住民の代表であって、やっぱり住民の意思をしっかり酌む、そして参考人が言われたように、子々孫々にいい町として残していくと。これは、非常に重要なことじゃないかなと思います。

私も父と母が山家出身でありまして、私も小さいころはよく山家に行って、川とかで泳いだり、遊んだりさせていただきました。そういう思いを含めて、やっぱり住民の意見をしっかり踏まえて、設置には決して賛成はできないと、反対したいと。この請願に賛成という意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） ちょっと今先とられたな。それはいいとして、私も言いとせんことは、今、鹿島委員が言われたとおりでございます。また、今回、この請願に対して、こうして御笠、山家の方が本当熱い思いで、きょう、この場に参考人を中心に御出席いただきました。そして、紹介議員の皆様方の地域を守るといいますか、そういう観点から、私もやはり、そういう思いを今紹介議員さん述べられましたけれども、やはり、我々は山神ダム、産興の問題で、もう本当に違法操業しながら、それを注意勧告とかで終わって、操業停止までしたのは、死亡事故が起こったことによって動いたわけです。もう2度とこういう過ちをするわけにはいかないと。そして、やっぱり次世代につないでいく、緑豊かな万葉と歴史からのふるさと筑紫野をつくっていかなくやいけないという思いでございます。

そして、やはり今後、これが許可になると、次、また必ず産廃業者が筑紫野市目がけて、豊かな自然を逆に生かしてやってくると思います。今ここで、エコ・センチュリー21株式会社、要するに産廃処理施設の建設に反対ということで、皆様方の請願に賛成するものがあります。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（下成正一君） いいんですか。今、田中委員がおっしゃいましたが、産廃施設で筑紫野市は大きな事故が発生しているわけでございまして、またこういう施設をつくって、また何が起こるか分からないような状況において、ここで本当につくってもらったら、また大変なことになると思いますので、私も反対をいたします。

○委員長（横尾秋洋君） これにて討論を打ち切ります。

これより採決を行います。請願第3号、エコ・センチュリー21株式会社の産業廃棄物処理施設の設置に反対する請願書を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は全員一致で採択すべきものと決しました。お疲れさまでした。

委員の方、あと一つ、先ほどの田中委員から言われた市民協働推進課の分を報告しますので。

では、傍聴者の方、参考人の方、それから紹介議員、どうもありがとうございました。しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 3 時02分

---

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の分に引き続き、筑紫野市コミュニティ計画の補足説明ということで、執行部のほうから説明を求めたいと思います。

じゃあ、執行部。柴田課長。

○市民協働推進課長（柴田昭雄君） まず、地域コミュニティセンター（仮称）の建設委員会の委員がどなたになっていたかを御説明いたします。

まず、区長会から若江区長、岡田区長、小地区公民館連絡協議会のほうから永岡区公民館館長、岡田区公民館主事、それと老人クラブ、老人クラブ連合会ですね。それと、女性団体として筑紫婦人会、子育て関係の施設利用団体としておやこでえいご、子育て関係施設団体利用者として……。

